

# 組合ニュース

発行：2016年8月24日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

## 2016年人事院勧告の概要 月例給平均0.2%、ボーナス0.1月分引上げ 配偶者手当半減・子の扶養手当増額

### 本年の給与勧告のポイント

#### ◆月例給、ボーナスともに引上げ

① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,500円引上げ、若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### ◆給与制度の改正

配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ(平成29年4月1日から2年間で段階実施)

・ 配偶者：13,000円(28年度)→10,000円(29年度)→6,500円(30年度)

・ 子：6,500円(28年度)→8,000円(29年度)→10,000円(30年度)

人事院は8月8日、2016年の国家公務員一般職の月給を平均0.2%、ボーナスを0.1月分それぞれ引き上げるよう国会と内閣に勧告しました。また、来年度から段階的に配偶者の扶養手当が半減され、その原資で子の扶養手当が増額される内容になっています。同時に、介護休暇の分割取得(3回まで可能)、介護時間制度の導入など、育児・介護に関する制度改定の勧告も行われています。

国立大学法人である大分大学は、人事院勧告が適用される組織ではありませんが、組合は今後も法人と継続的に協議を行い、本学の給与水準の改善や労働条件

の充実を求めています。

以上、2016年人事院勧告の概要についてお知らせいたします。

ご参考までに以下から国公労連速報(声明)と給与勧告の「骨子」をご覧ください。

[http://kokkororen.com/jinkan2016/data/16\\_news.pdf](http://kokkororen.com/jinkan2016/data/16_news.pdf)

